

内閣府本府政策評価有識者懇談会（第 11 回） 議事要旨

日時：平成 22 年 10 月 25 日（月） 14：00～16：00

場所：中央合同庁舎第 4 号館 共用 1211 会議室

出席者（委員）

- 座長 山谷清志 同志社大学政策学部・学院総合政策科学研究科教授
 田辺国昭 東京大学公共政策大学院院長・大学院法学政治学研究科教授
 田中弥生 独立行政法人大学評価・学位授与機構評価研究部准教授
 南島和久 神戸学院大学法学部准教授

<委員からの主な意見（「→」以降は事務方からの回答）>

議題 1. 平成 21 年度政策評価書（事後評価）（案）について

- レビュー・仕分けについては書いてあるが、政策コンテストはどうなっているのか。
 役割分担を考えると、政策評価としては「何を伸ばすか」が重要である。
- 政策評価の特徴（仕分けできないこと）は、①アウトカムで見ること（仕分けはアウトプットが多い）、②ローリングプラン。②は絶対必要。2～3年のタームで見ることがある。
- 政策評価とレビューの整理は、前者は施策レベルで全体をみるもの、後者は事業レベルで問題のある事業を扱うもの、ということ。「予算を切るために政策評価を使えないか」といわれれば、政策評価を事業単位で行うしかなく、膨大になるため困難。「切る」のだったら、焦点を当てて重点的に評価すべきで、それが仕分け・レビューと政策評価の今のところの整理ではないか。
- 評価が、B・Cだったものについては反映の方向をどう考えているのか評価書から読み取れるか必要がある。国民経済計算などはCであっても推進というのはわかるが、地域などで「Bだが引き続き推進」というのがあり、「なぜ必要か」という理屈が必要。評価結果が悪い施策ほど、説明責任がある。
 →様式、評価書の書き方も含めて検討する。
- 2～3年スパンの施策レベルの評価を行い、その中で個々の事業レベルについて判断していく「2段階構え」が必要ではないか。
- レビューで取り上げた地域再生事業はプログラムの段階でうまくいかなかった。実際事業を行うのは都道府県であり、内閣府ではコントロールできない。施策と事業のズレを発見するメカニズムとして政策評価があってもよい。
- 逆に、政策達成目標明示制度のように政府としての最優先政策を示すものとの関係も考える必要がある。
- 仕分けやレビューの対象になったものはその段階で政策評価の対象から外してもいいのではないか。
 →政策評価は法律に基づき実施しているので、外すことは困難である。
- 事業レベルで評価する場合、問題があるものに焦点をあてないとうまくいかない。

議題 2. 平成 23 年度内閣府税制改正要望に係る政策評価について

- NPOは自分もかかわったが、説明を見ても分かりづらい。P6で「仮認定法人になると想定して考えない」とあるのにP7で「一部が新たに仮認定法人になるとの仮定をおく」とあるのは矛盾している。
- 総務省からの指摘があるが、打ち返し、書き直し等に行っていないのか。
 →総務省へ修正版の提出を検討中であり、御意見があれば反映させたい。
- 「新たな次世代育成支援」は減収額すらない。政治案件であり中身が決まっていないというのは分かるが、記述がないと評価ができない。試算でもいいので基礎的な情報として提出すべきである。少なくとも適用件数と減収額は書くべき。
 →部局に伝える。結果を御回答したい。
- 1～3のように数字を出すと叩かれるが、他の評価書と比べると数字があるだけマシ。数字を出した上で、事後評価でマッチングできるようにしなければいけないので減収額を算出する際の根拠と適用数は最低限出すべき。効果については、減税になるということだけでなく、社会全体へ

の影響について具体的に書くべき。

- 例えば沖縄については、トラベルコストが下がるという話なので、国交省からOD表を入手すれば計算できるのではないか。できるものはやるべき。
- まとめると、効果はもっと具体的に示し、適用数と減収額については提示すべき。事後的に確認することができるし、行政のあり方としては出すべき。
- 他の役所を出している類似の要望との重複があるのではないか。
→単独要望のものと共同要望のものがある。
- 1～3は、個人の税であり業界がなく、他に効果を把握する手段がないため、しっかりやるべき。
- 租特は事後評価の対象となるか。
→基本計画に書くことも含めて、事後評価にも取り組んで参りたい。

議題3. 今後の進め方について

- 評価体系、評価対象を考える必要がある。アウトカムとアウトプットの議論も行う必要がある

以上